

随 意 契 約 理 由 書

件 名：村野浄水場 トラックスケール設備改良工事

契約番号：07-31-改-0119

本件は、村野浄水場西系浄水施設更新工事の施工にあたり支障となるトラックスケール設備を移設するものである。

本設備は、製造者独自の基準により設計・製作された機器であり、改良工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事は当該設備を設計・製作した株式会社クボタが改造等の業務を移管しているクボタ環境エンジニアリング株式会社以外行うことができない。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、クボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を行うものである。

比 較 見 積 り の 省 略 理 由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

工事名称：磯島取水場ほか 構内電話設備改良工事

本件は、磯島取水場ほかに設置している構内電話設備の更新を行うものである。

当初、一般競争入札を実施したが、落札候補者が無く入札取り止めとなったことから、再度の入札を実施したが、同様に落札候補者が無く入札取り止めとなった。

このため、再度の入札に参加した扶桑電通株式会社関西支店に確認したところ、予定価格の範囲内での履行が可能であるとの回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 8 号の規定により扶桑電通株式会社関西支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条および同運用第 13 条関係第 1 項第 9 号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場 階層系浄水施設オゾン設備補修工事

本件は、村野浄水場の階層系浄水施設に設置しているオゾン設備の補修を行うものである。

本設備は、メーカー独自に設計、製作されたもので、補修を行うにあたっては、仕様、構造及びシステム全体の特性を熟知している必要がある。

このため、本補修は、当該設備を設計、製作及び設置をした水 ing エンジニアリング株式会社以外行うことができない。

ついては、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、水 ing エンジニアリング株式会社西日本支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）の規定により省略する。

随意契約理由書

【件名】 三島浄水場 薬品注入監視制御設備改良工事

本件は、三島浄水場に設置している薬品注入監視制御設備の改良を行うものである。

本件の対象である薬品注入監視制御設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本工事の施行が可能な者は、本設備を設計・製作した向洋電機株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、向洋電機株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 庭窪浄水場 粒状活性炭吸着池設備改良工事その4

本件は、庭窪浄水場の南系高度浄水処理棟に設置している粒状活性炭吸着池設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である粒状活性炭吸着池設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作したユニチカ株式会社から事業譲渡されたアタカ大機株式会社と合併し、存続会社となった日立造船株式会社が社名変更したカナデビア株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、カナデビア株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】庭窪浄水場 粒状活性炭吸着池設備及び生物処理設備補修工事

本件は、庭窪浄水場に設置している粒状活性炭吸着池設備及び生物処理設備の補修工事を行うものである。

本件の対象である粒状活性炭吸着池設備及び生物処理設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修、補修後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本補修工事が可能な者は、本設備を設計・製作したユニチカ株式会社から事業譲渡されたアタカ大機株式会社と合併し、存続会社となった日立造船株式会社が社名変更したカナデビア株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、カナデビア株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 大庭浄水場 受電設備補修工事

本件は、大庭浄水場中央管理棟に設置している受電設備の補修工事を行うものである。

本件の対象である受電設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修、補修後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本補修が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社明電舎が維持管理業務を移管している株式会社明電エンジニアリング 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社明電エンジニアリング大阪営業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 大庭浄水場 構内給水配管漏水修理工事

大庭浄水場の構内給水配管については、経年劣化により管が破損したため漏水した状態となっている。

この構内給水配管は、N2 沈澱池のジェット水等に必要なものであるが、破損が拡大し通水不可能となった場合は、N2 沈澱池の排泥ができなくなる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

また、本施設における漏水修理工事を過去に実施したことがある日化メンテナンス株式会社 西日本支店に緊急工事が可能であるか確認したところ、本工事に必要な作業員及び材料の確保ができ、早急に施工が可能であるとの回答であったことから、契約相手方とする。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 三島浄水場 薬品注入設備修繕

本件は、三島浄水場に設置している薬品注入設備の修繕を行うものである。

三島浄水場に設置している薬品注入設備で、酸注入ポンプが故障して、酸を適量注入できない状態になっている。

このまま放置すれば、酸が適量注入できず、水運用に支障をきたすおそれがある。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

本修繕については、昨年「庭窪浄水場ほか 薬品注入設備保守点検業務」を契約していた月島ジェイアクアサービス機器株式会社西日本営業所に本修繕に必要な作業員及び材料等が準備できるか確認したところ、直ちに手配でき早急な修繕が可能な者であるため契約相手方とする。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 万博公園浄水施設 送水ポンプ設備改良工事

本件は、万博公園浄水施設のポンプ棟に設置している送水ポンプ設備の修繕を行うものである。

本件の対象である送水ポンプ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、修繕、修繕後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

ついては、本修繕が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社電業社機械製作所が補修業務を移管している株式会社守谷商会 1 者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社守谷商会大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

【件名】万博公園浄水施設 減速機設備修繕

本件は、万博公園浄水施設の３・４系調整濃縮槽７号掻寄機に設置している減速機設備の修繕を行うものである。

本件の対象である減速機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、修繕、修繕後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

ついては、本修繕が可能な者は、本設備を設計・製作した住友重機械工業株式会社１者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、住友重機械工業株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 万博公園浄水施設 薬注館無停電電源設備改良工事

本件は、万博公園浄水施設の薬注館に設置している無停電電源設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である無停電電源設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

ついては、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社G Sユアサ関西支社が盤内部品交換等の業務を移管している株式会社G Sユアサフィールドディングス1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社G Sユアサフィールドディングス関西支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか 排水処理設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 村野浄水場ほか4か所に設置している排水処理設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である排水処理設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した月島 J F E アクアソリューション株式会社が維持管理業務を移管している月島ジェイテクノメンテサービス株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、月島ジェイテクノメンテサービス株式会社 大阪支社 西日本営業部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 送水管理センターほか 計算機設備改良工事

本件は、大阪広域水道企業団 送水管理センターほか5 1箇所を設置している計算機設備の改良を行うものである。

本件の対象である計算機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社日立製作所 関西支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか バルブ及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 村野浄水場ほか 41 箇所に設置しているバルブ及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象であるバルブ及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社栗本鐵工所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社栗本鐵工所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 三島浄水場ほか ポンプ設備及び水道設備補修工事その 1

本件は、大阪広域水道企業団 三島浄水場ほか 16 箇所に設置しているポンプ設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象であるポンプ設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社東芝、株式会社荏原製作所、水 ing エンジニアリング株式会社が維持管理業務を移管している朝日企業株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、朝日企業株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 万博公園浄水施設ほか バルブ補修工事その 1

本件は、大阪広域水道企業団 万博公園浄水施設ほか 55 箇所に設置しているバルブ設備の補修を行うものである。

本件の対象であるバルブ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社クボタが維持管理業務を移管している株式会社クボタ建設一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社クボタ建設 大阪支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか バルブ補修工事その3

本件は、大阪広域水道企業団 村野浄水場ほか 44 箇所に設置しているバルブ設備の補修を行うものである。

本件の対象であるバルブ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した前澤工業株式会社が維持管理業務を移管している株式会社前澤エンジニアリングサービス一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社前澤エンジニアリングサービス 大阪営業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか オゾン設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 村野浄水場ほか7箇所を設置しているオゾン設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象であるオゾン設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した三菱電機株式会社が維持管理業務を移管している三菱電機プラントエンジニアリング株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか 減速機設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 村野浄水場ほか3箇所に設置している減速機設備の補修を行うものである。

本件の対象である減速機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した住友重機械工業株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、住友重機械工業株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 枚岡ポンプ場ほか ポンプ設備補修工事その2

本件は、大阪広域水道企業団 枚岡ポンプ場ほか2箇所に設置しているポンプ設備の補修を行うものである。

本件の対象であるポンプ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社西島製作所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社西島製作所 大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 磯島取水場ほか 除塵除砂設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 磯島取水場ほか3箇所を設置している除塵除砂設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である除塵除砂設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社クボタが維持管理業務を移管しているクボタ環境エンジニアリング株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪営業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場ほか 電動機設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 村野浄水場ほか 16 箇所に設置している電動機設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である電動機設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所、株式会社日立インダストリアルプロダクツ及び株式会社日立プラントサービスが維持管理業務を移管している株式会社日立産機テクノサービス一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日立産機テクノサービス 大阪事業所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

【件名】 東部水道事業所ほか 非常用発電設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 東部水道事業所ほか 1 箇所に設置している非常用発電設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である非常用発電設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作したシンフォニアテクノロジー株式会社が維持管理業務を移管している、シンフォニアエンジニアリング株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、シンフォニアエンジニアリング株式会社大阪支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。

随意契約理由書

件 名：東部水道事業所無線鉄塔航空障害灯設置工事

■電気・機械設備の応急工事

②防災施設、配水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急工事

＜随意契約ガイドライン 第5号 【建設工事】(イ) ②＞

本件は、東部水道事業所無線鉄塔に付属している航空障害灯について、緊急に設置を行うものである。

本設備は、航空機の航行の安全を確保するため、航空法第51条及び同施行規則第128条に基づき、その機能を保つように管理が義務付けられている。

今回、本設備が故障によりその機能を発揮していないことが確認されたため、緊急に取替を行う必要がある。

なお、中光度白色航空障害灯の国土交通省の承認メーカーである株式会社サンコーシャに本修繕の施工の可否を問い合わせたところ、直ちに資機材、労力を手配できる旨の回答を得た。

ついては、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

■件名:舗装本復旧工事(柏原支管・羽曳野市ほか)

本工事は、令和6年度、羽曳野市菅田5丁目地内において実施した「漏水修理工事(柏原支管・羽曳野市ほか)」(以下、漏水修理工事)に伴う舗装本復旧工事である。

仮設配管は、露出配管や河川区域に布設する箇所があった。このため、関係機関(河川管理者等)協議を行う必要があった。その他にも、近接工事(NEXCO 西日本および藤井寺市下水道課の発注する工事)との調整が必要となったため、協議および調整に当初想定より時間を要した。

については、令和6年度に漏水修理工事が完了したため、本工事を発注するものである。

受注者の選定にあたっては、舗装本復旧工事が漏水修理工事と密接に関連する工事であることから、その受注者である「関西グランドテック株式会社」へ問い合わせたところ、実施できることを確認した。

については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用第13条関係第1項第1号)の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

案件名称： 無停電電源設備補修工事（その２）（南部）

契約番号： ０７－２３－特補－６１０１

本件は、大阪広域水道企業団 泉南浄水池に設置している無停電電源設備の補修を行うものである。

本件の対象である無停電電源設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した古河電池株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、古河電池株式会社 関西支社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由書

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）の規定により、比較見積りを省略する。